

公益財団法人 京都市ユースサービス協会
平成30（2018）年度 嘱託職員の募集について

1 募集の趣旨

公益財団法人 京都市ユースサービス協会は京都市内 7 箇所の京都市青少年活動センターの管理・運営を行うとともに、京都若者サポートステーションや子ども・若者支援事業などを受託し、「ユースサービス」の理念の基に子どもから責任ある大人へと成長する青少年の育成、支援を行う公益法人です。

青少年育成・支援事業、施設の管理運営を担う人材を募ります。

2 雇用形態

嘱託職員（1年毎の契約で最長3年まで）

※正規採用試験登用制度あり

3 採用人数等

若干名（欠員補充分）

4 応募条件

平成30（2018）年4月1日時点で大学院、4年制大学、短期大学を卒業・修了しているか、見込みの方。

在学中または卒業後、青少年育成、支援活動の経験が1年以上ある方で、年齢は概ね30歳までとします。

5 応募方法

次の2点を提出してください。

○ 履歴書（写真添付のこと）

今後 E メールでやり取りを行いますので、添付ファイルが見られる E メールアドレスを履歴書に必ず記載すること。

○ 志望動機、これまでの実績や活動経験について記した書類

（A4用紙2枚以内、1,600～3,000字まで。ステプラー等で綴じないこと。）

6 応募締切

平成30（2018）年2月1日（木）午後6時までに、協会事務局（中京青少年活動センター内）へ郵送、または持参にて提出（必着）

7 応募先

公益財団法人 京都市ユースサービス協会 事務局

※ Eメールでの書類は受け付けません。

また、提出いただいた書類は返却いたしません。

8 選考方法

嘱託職員は書類選考の後、最終選考（面接のみ）となります。

9 採用条件及び給与等

平成30（2018）年4月から勤務

変則勤務（早出と遅出）で休日は水曜日のほか週1日です。

給与月額等

採用期間は平成31（2019）年3月末日までの1年契約（最長3年）です。

基本給 165,000円（賞与年2回）

ただし、給与については平成30年度には給料月額の改定を予定しています。この金額については平成29年度給料表をもとに計算したものです。

時間外勤務手当、通勤手当ほか、各社会保険制度、有給休暇（年20日）あり

（住宅手当等はありません。契約1年毎に勤続手当3,000円/月あり）

賞与含み、税込年収 約265万円程度

なお、支援系職場の勤務者の有資格者（臨床心理士、精神保健福祉士など）には専門手当あり。（仔細、応相談）

10 勤務先

協会事務局

子ども・若者支援室/京都若者サポートステーション

京都市北・中京・東山・山科・下京・南・伏見青少年活動センター

※ いずれも勤務先は京都市内です。

11 今後のスケジュール

平成30（2018）年 2月1日（木） 嘱託職員募集締切

2月5日（月）～6日（火） 嘱託職員面接予定日（中京センターを予定）

2月13日（火） 内定

4月2日（月） 採用

12 問い合わせ、応募先

公益財団法人 京都市ユースサービス協会

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町 262

京都市中京青少年活動センター内

TEL 075-213-3681

FAX 075-231-1231

ホームページ：<http://ys-kyoto.org>

E-mail：saiyou@ys-kyoto.org

（担当：岡本/國府）

